別表七の二付表三の表を次のように改める。

別表七の二付表三　更生欠損金の損金算入及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

更生欠損金の損金算入に関する明細

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	8	円
	私財提供を受けた金銭の額	2		当期控除額 ((7)と(8)のうち少ない金額)	9	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3		連結欠損金個別帰属額 (25の計)	10	
	資産の評価益の総額	4		差引欠損金額 (8)－(10)	11	
	資産の評価損の総額	5				
	純評価益の額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)	6		連結欠損金個別帰属額からないものとする金額 (9)－(11) (マイナスの場合は0)	12	
	計 (1)＋(2)＋(3)＋(6)	7				

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	13	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	19	円
	私財提供を受けた金銭の額	14		個別所得金額仮計 (別表四の二付表「47の①」)	20	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	15		当期控除額 ((18)、(19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	資産の評価益の総額 (別表十四(一)「13」)	16		連結欠損金個別帰属額 (25の計)	22	
	資産の評価損の総額 (別表十四(一)「24」)	17		差引欠損金額 (19)－(22)	23	
	計 (13)＋(14)＋(15)＋(16)－(17)	18		連結欠損金個別帰属額からないものとする金額 (21)－(23) (マイナスの場合は0)	24	

控除未済連結欠損金個別帰属額の調整

発生連結事業年度	調整前の控除未済連結欠損金個別帰属額	特定連結欠損金個別帰属額の計算		非特定連結欠損金個別帰属額の計算		連結欠損金個別帰属額からないものとする金額
		(25)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額	特定連結欠損金個別帰属額からないものとする金額	(25)のうち非特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額	非特定連結欠損金個別帰属額からないものとする金額	
	(前期の別表七の二付表一「20」又は「28」)又は別表七の二付表二「20」	(前期の別表七の二付表一「14」)又は別表七の二付表二「20の内書」	(当該発生連結事業年度の(26)と(((12)又は(24))－当該発生連結事業年度前の(30)の合計額)のうち少ない金額	(25)－(26)	(当該発生連結事業年度の(28)と(((12)又は(24))－当該発生連結事業年度前の(30)の合計額－当該発生連結事業年度の(27))のうち少ない金額	(27)＋(29)
	25	26	27	28	29	30
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
・ ・ ・ ・						
計						

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）